# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

広島県廿日市市長

#### 公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報		
1. 特定個人情報ファイル	<b>となり扱う事務</b>	
①事務の名称	新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザの予防接種の実施対象者(以下「対象者」という。)の把握、対象者の接種歴管理	里、
②事務の概要	新型インフルエンザの予防接種による健康被害救済に関する事務	
③システムの名称	健康管理システム	
2. 特定個人情報ファイル	名	
新型インフルエンザ予防接種	<b>≜管理台帳ファイル</b>	
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号及び別表第二の115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	
5. 評価実施機関における	る担当部署	
①部署	健康福祉部健康福祉総務課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
_		
7. 特定個人情報の開示	-訂正-利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康福祉総務課	
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒738-8512 廿日市市新宮1-13-1 電話番号0829-20-1610	
9. 規則第9条第2項の適	適用 [ ]適用した	
適用した理由		

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[    基礎	項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関については、それ	れぞれ重点項目評	価書又は全項目評価書において、リス <i>(</i>	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	<b>青報提供ネットワーク</b>	システムを通じた	-入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	・通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報ファイルである健康管理システムにデータを入力する際には、権限を付与された職員のみが行っている。また、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)全員が、デジタル改革推進課が実施するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、十分であると判断した。					

9. 監	査						
実施の	)有無	[〇] 自己点検	[ ]内	部監査	[ ]	外部監査	
10. 稅	É業者に対する教育・R	啓発					
従業者	音に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	1)特 2)十:	択肢> に力を入れ 分に行って 分に行って		
11. 重	まも優先度が高いと考	えられる対策		[ ]全項目評	価又は重	直点項目評価を実	施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	[ 9) 従業者に対する教育 <選択肢> 1) 目的外の入手が行れ 2) 目的を超えた紐付け 3) 権限のない者によっ 4) 委託先における不正 5) 不正な提供・移転が 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏え 9) 従業者に対する教育	っれるリスクへの、事務に必要の て不正に使用さな使用等のリス 行われるリスクラシステムを通し フシステムを通し	のない情報との紐付 れるリスクへの対 スクへの対策 への対策(委託や情報 こて目的外の入手 こて不正な提供が	策 <sup>報提供ネット</sup> が行われ	ワークシステムを通じた! るリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	1) 特 2) 十 3) 課	択肢> に力を入れ 分である 題が残され	れている	
	判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り 推進課が実施するe ラーニン い、全ての職員が研修を受認 発は十分であると判断した。	ノグによる情報は	連携に向けた研修	を受講し	ている。所属長が受	講確認を行

#### 変更箇所

変更箇	所	_			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二の115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2	番号法第19条第1項第8号及び別表第二の115 の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2	事後	・番号法改正を反映 ・記載誤りを修正
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年度更新
令和3年7月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年度更新
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉保健部健康推進課 ②健康推進課長	①健康福祉部健康福祉総務課 ②課長	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	福祉保健部健康推進課	健康福祉部健康福祉総務課	事前	
令和4年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年度更新
令和4年7月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年度更新
令和6年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年度更新
令和6年5月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	
		_			
	<u> </u>		L		